

第4編

国土強靱化地域計画

(2021(令和3)年度～2026(令和8)年度)年度)

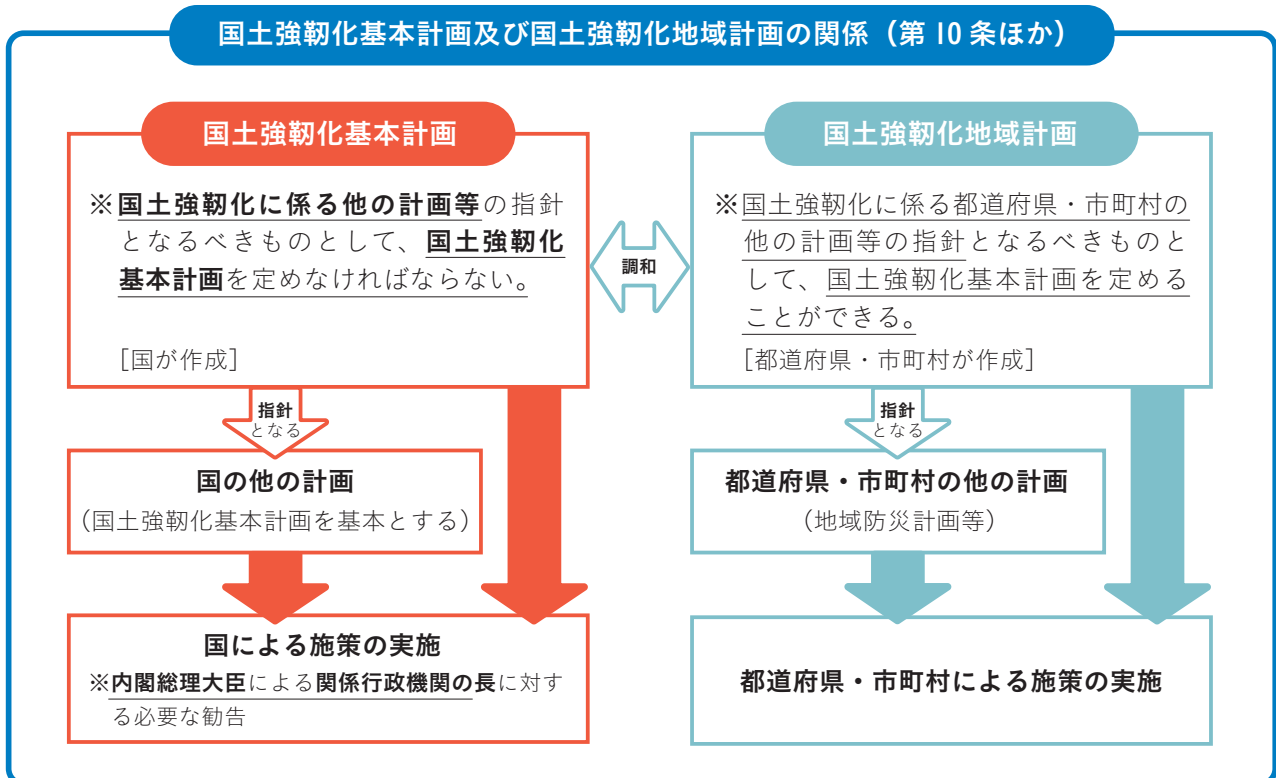
1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

2013（平成25）年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

本市においても、基本法の基本理念や国、県が定める計画と整合性を図りながら、東日本大震災の教訓と復興の経験を活かし、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域づくり」に向けて、平時から持続的な取組を展開するため、「気仙沼市国土強靱化地域計画」を策定します。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係（第10条ほか）



出典：「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本編」（内閣官房国土強靱化推進室）（一部加筆）

(2) 計画の位置付け

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画とし、その内容は第2次気仙沼市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）に包含します。

本計画の進捗管理は、後期基本計画と一体的に行います。

なお、個別事業については、附属資料「国土強靱化地域計画」における個別事業（市公式ウェブサイト参照）に基づき計画的に実施します。

(3) 計画期間

2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間（後期基本計画の計画期間と同じ）

(4) 本計画の想定災害

甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害

2 目標と脆弱性評価

(1) 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8つを事前に備えるべき目標とする。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(3) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標を妨げる事態として、国の基本計画における45のリスクシナリオ及び県における29のリスクシナリオを基本として、本市における過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、本市では県と同様に29のリスクシナリオを設定（別表1参照）しました。

(4) 国土強靱化の推進

「起きてはならない最悪の事態」と、それらを回避するための「事前に備えるべき目標」を設定し、それらに対する本市の評価結果（別表2参照）をまとめました。

評価結果に基づいて取り組むべき項目については、後期基本計画の基本施策（主な取組）のうち、☆印を付したものとします。

なお、「起きてはならない最悪の事態と第2次気仙沼市総合計画後期基本計画の対応表」は別表3のとおりです。

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) 一覧表

(別表1)

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | |
|--|---|---|--|
| 1 人命の保護が最大限図られる | 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 地震等による住宅・建築物等の倒壊や火災による死者の発生 | |
| | | 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生 | |
| | | 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死者の発生 | |
| | | 1-4 土砂災害(深層崩壊)による多数の死傷者の発生 | |
| | | 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | |
| | 2 救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む) | 2-1 被災地での食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止 | |
| | | 2-2 自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | | 2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 | |
| | | 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | |
| | | 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | |
| | | 2-6 劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化, 死者の発生 | |
| | 3 必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | |
| | 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される | 4 必要不可欠な情報通信機能を確保する | 4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大 |
| | | 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下 |
| | | | 5-2 重要な産業施設の損壊, 火災, 爆発等 |
| | | | 5-3 基幹的交通ネットワーク(陸上, 海上)の機能停止 |
| | 5-4 食料等の安定供給の停滞 | | |
| | 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 | 6 生活・経済活動に必要最低限の電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらの早期復旧を図る | 6-1 電力供給ネットワークや都市ガス, 石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 |
| | | | 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 | |
| | 4 迅速な復旧復興 | 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 ため池, 防災施設, 天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | | 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | | 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | | 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | | 8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | | 8-3 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援, 地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | | 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失, 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失 |
| | | | 8-5 事業用地の確保, 仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| 8-6 生産力の回復の遅れや, 大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響 | | | |

事前に備えるべき目標

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

- 1-1 地震等による住宅・建築物等の倒壊や火災による死者の発生
- 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死者の発生
- 1-4 土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生
- 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|---------------------------------|--|
| 1-1 | 建築基準法における新耐震基準（1981（昭和56）年6月1日施行）以前に建築された、木造住宅が多い地区が存在している。 |
| 1-1 | 公共施設については、その多くが耐震化しているものの、耐用年数を超過している施設が4割程度あるほか、今後、大規模改修や建替えの必要がある施設が存在する。 |
| 1-1 | 民間の多数の者が利用する建築物 [*] についても、その多くが耐震化しているものの、今後、大規模改修や建替えの必要がある施設が存在する。 ※市庁舎・公民館・病院・学校・市場・共同住宅・百貨店等、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定されている建築物のこと |
| 1-1 | 建築物の耐震化やブロック塀等の倒壊への備えのため、住宅・建築物安全ストック形成事業の推進を図る必要がある。 |
| 1-1 | 消防用設備等の設置、普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、市街地においては大容量の耐震性防火水槽等を設置するなど、消防水利の計画的な配置の推進を図る必要がある。 |
| 1-1 1-2 | 大規模災害時には通信回線の不通、ふくそうの事態が予想されることから、情報収集、伝達手段の複数化（有・無線系、地上・衛星系等）と関連設備の二重化及び耐震化を図る必要がある。 |
| 1-1 1-2 | 大規模災害時、特に津波発生時には避難の迅速化が重要であることから、円滑な避難が行えるよう、道路をはじめとした避難経路を整備し、その安全性を高める必要がある。 |
| 1-1 1-2 | 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮しつつ、長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要がある。 |
| 1-1 1-2 | 東日本大震災の経験と教訓を後世まで伝えるため、記録誌や東日本大震災遺構・伝承館の運営等により、検証と情報発信に努める必要がある。 |
| 1-2 | 市内の一部防潮堤について、完成していないものがある。 |
| 1-2 1-3 | 近年の全国的な大雨の頻度増加や台風の激化に伴い、水害や土砂災害の頻度が増えていることから、水害・浸水対策に資する河川管理施設や下水道施設、海岸保全施設等のハード整備を推進することが必要である。 |
| 1-2 1-3 | 東日本大震災の経験を踏まえ、浸水の危険性の低い地域を居住地域としつつ、密集市街地を解消できるような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段等の避難関連施設の整備、民間施設の活用による避難関連施設の確保、公共施設の耐浪化などを進める必要がある。 |
| 1-5 | 積雪時において、道路等における安全通行の確保に努める必要がある。 |
| 1-2 1-3 1-2 1-4 | 発災が予想されるまたは発災時に自分の身の安全を確保できるよう、市民の防災意識の普及・啓発に努めるため、総合防災訓練や講演会の実施、ハザードマップやテキスト・マニュアルなどの配布等を更に推進する必要がある。 |
| 1-2 1-3 1-2 1-4 | 「みやぎ防災教育基本方針」に基づき、教育機関等は自然災害等の危険に際して、児童生徒が自らの命を守り抜けるよう、それぞれの発達段階に応じた防災教育を更に推進する必要がある。 |
| 1-2 1-4 1-2 1-5 1-3 | 災害時、または災害発生が想定される際に市民等へ適切な情報を迅速に発信するため、伝達手段の整備や確保に努めるとともに、国・県等への報告が円滑になされるよう機器の整備及び職員の習熟に努める必要がある。 |

事前に備えるべき目標

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

起きてはならない最悪の事態

- 2-1 被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
- 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
- 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 2-6 劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化，死者の発生

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|---------------------------|--|
| 2-1 | 県をはじめとした関係機関と連携し，迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築することが必要である。 |
| 2-1 2-4 | 被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料，医療器材等の備蓄，調達，輸送路・輸送体制の整備を図ることが必要である。 |
| 2-1 2-5 2-3 2-6 2-4 | 公共施設や多数の利用者等が利用する施設等において，停電時の電源を確保するための無停電電源装置，非常発電装置等の非常用電源設備等を整備する必要がある。 |
| 2-2 | 大規模災害時には，その業務量と時間的制約等により，市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため，迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって，被災していない地域の機関等の協力確保及び市の受入態勢の構築が必要となる。 |
| 2-3 | 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下，従業員等を一定時間事業所等内にとどめておくことができるよう，必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じる必要がある。 |
| 2-4 | 医師の招へいは大学との連携協力によって今後も進める必要がある。看護師不足対策については，看護職員の養成，定着・復職の支援，勤務環境の改善などの効果的な継続と財政措置を求めていくことが必要である。 |
| 2-4 | DMA T（災害派遣医療チーム）について，災害時に円滑に活動できるよう，県をはじめ関係者との連携が必要である。また，JMA T（日本医師会災害医療チーム）や日本赤十字社救護班等，県内及び県外から医療救護班等の派遣の受入を円滑に行える体制づくりが平時から必要となる。 |
| 2-4 | 新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症まん延時に災害が発生した場合，感染対策を講じた上での災害医療活動が必要となる。 |
| 2-4 | ICTを活用し，医療従事者の不足のもとでも切れ目のない医療提供体制の構築を推進する必要がある。併せて，医療機関において防災マニュアルやBCP（業務継続計画）を策定するとともに，院内での災害訓練や他院と連携した訓練などを通じて内容について検証し，見直すことが必要である。 |
| 2-5 | 新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症の防止を図るため，可能な限り過密状態を避けたレイアウトや有症者等の専用スペースの確保と共に，避難者及び運営スタッフの健康状態の確認，ポスターやチラシ等による感染予防の留意点の周知，手指消毒用アルコールの設置，定期的な換気・清掃・消毒・手洗いや咳エチケット等の感染対策を実施する必要がある。 |
| 2-5 | 被災状況や外部支援の時期を想定して，避難所におけるマスクや消毒液等の感染症予防のための物品の備蓄，調達，輸送路・輸送体制の整備を図ることが必要である。 |
| 2-5 | 災害時において，災害廃棄物仮置き場の設置の遅れや不足が生じた場合，災害廃棄物の撤去が遅れ，放置されることで生活環境の悪化につながる。平時から仮置き場候補地の選定や災害廃棄物の搬入方法について方針を決めておく必要がある。 |

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|---|
| 2-5 | 災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽の整備を促進する必要がある。 |
| 2-5 | 市が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、市内の遺体の火葬を行うことが困難となる恐れがあり、近隣自治体との連携体制を確立させておく必要がある。 |
| 2-6 | 災害発生時に、避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新とともに、個別計画の策定や支援体制の整備が必要である。 |
| 2-6 | 避難所等において高齢者や障害者などに関する様々な福祉的課題に対応するため、迅速に福祉の専門職を派遣する必要がある。 |
| 2-6 | 被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や相談支援を行い、各専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行う必要がある。 |
| 2-6 | 食料の不足や栄養の偏りによる慢性疾患の悪化、高齢者の低栄養などの健康状態の悪化防止のため、平常時の備えの充実と管理栄養士による栄養・食生活支援体制の整備が必要である。 |
| 2-6 | 避難所における深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の発症リスクが、自宅等での生活の時よりも高くなることから、避難者の見守り・支援体制が必要である。 |
| 2-6 | 災害等の状況に合わせた精神医療・心のケア等の精神保健に関する課題への対応を、迅速かつ円滑に行うため、その活動を行う支援機関との連携の構築が必要である。 |
| 2-6 | 災害が発生した際には、関係機関と連携し、被災した児童やその保護者等の心のケアが求められる。また、危機対応が可能なスクールカウンセラーの確保が必要である。 |

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 3-1 | 大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力確保及び市の受入態勢の構築が必要となる。 |
| 3-1 | 公共施設において、停電時の電源を確保するための無停電電源装置、非常発電装置等の非常用電源設備等を整備する必要がある。 |
| 3-1 | 本市ではBCP（業務継続計画）を策定済みであるが、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じてBCPの見直しを行う必要がある。 |
| 3-1 | 公共施設については、その多くが耐震化しているものの、耐用年数を超えている公共施設が4割程度あるほか、今後、大規模改修や建替えの必要がある施設が存在する。 |
| 3-1 | 東日本大震災は過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことから、地域住民等からの救助救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から市民の命を守るためには、起こり得る災害及び被害を的確に想定して可能な限りの備えを行うとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。 |

事前に備えるべき目標

4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 4-1 | 大規模災害時には通信回線の不通，ふくそうの事態が予想されることから，情報収集，伝達手段の複数化（有・無線系，地上・衛星系等）と関連設備の二重化及び耐震化を図る必要がある。 |
| 4-1 | 停電時の電源を確保するための無停電電源装置，非常発電装置等の非常用電源設備等を整備する必要がある。 |
| 4-1 | 災害時，または災害発生が想定される際に市民等へ適切な情報を迅速に発信するため，伝達手段の整備や確保に努めるとともに，国・県等への報告が円滑になされるよう機器の整備及び職員に習熟に努める必要がある。 |
| 4-1 | 災害時にデジタル技術を活用して県等と災害情報等を共有するため，平時から研修等を通してデジタル人材の育成を進める必要がある。 |

事前に備えるべき目標

5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
- 5-2 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等
- 5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上，海上）の機能停止
- 5-4 食料等の安定供給の停滞

4

国土強靱化地域計画

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|------------|---|
| 5-1 | 大規模災害発生時の直接的被害，サプライチェーン寸断等を最小限に抑え，取引関係を継続できるように，市内事業者においても，平時からBCP（業務継続計画）を策定・運用するよう努める必要がある。市はBCP構築等に向けた事業者からのニーズへの対応に取り組む必要がある。 |
| 5-2 | 市の重要な産業施設の中には，石油等の危険物貯蔵所などがあり，災害時には，破損，火災等により，危険物の流出や爆発等の事態が考えられる。複数の危険物タンクが破損した場合や防油堤が破損した際に，堤外流出の可能性があるほか，浮き屋根の揺動による溢流，雨水配管からの漏洩，津波における危険性としては，タンクの浮遊，漂流物の衝突による流出等が懸念されるため，関係機関との協議・対策が必要である。 |
| 5-2 5-4 | 東日本大震災により，漁港の防潮堤や岸壁等施設が破損，滅失したほか，沿岸養殖施設が滅失するなど，沿岸漁船漁業者が大きな被害を受けた。水産資源の減少，就業者の減少と高齢化等も相まって，操業再開にあたり，資金繰りや経営に不安を抱えているほか，風評被害等の懸念がある。 魚市場や水産加工施設などの漁港施設等について，生産基盤・防災安全施設の整備による災害に強い漁港及び漁村づくりが求められている。 |
| 5-3 | 大規模災害時，特に津波発生時には避難の迅速化が重要であることから，円滑な避難が行えるよう，道路をはじめとした避難経路を整備し，その安全性を高める必要がある。 |
| 5-3 | 避難時は徒歩での移動が原則であるが，自動車での避難が多く発生する場合に備え，交差点や橋梁部などボトルネックとなる可能性のある場所において，十分な交通容量が確保されているか，信号等の交通管制施設等の耐震性が確保できているか等を確認する必要がある。 |
| 5-4 | 震災後，耕作放棄地が拡大したことによる農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下，農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行による人手不足，農家経済の低迷，集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協働活動の困難化，野生生物による農林業被害，耕作放棄地の増大に伴う生態系への影響等，様々な変化が顕在化してきている。 |
| 5-4 | 農地防災施設，ため池及び用排水機場等の農業水利施設の老朽化が進行しており，突発的故障事故発生のリスクや施設の機能不全等の発生が懸念されることから，未然防止のための措置が必要である。 |
| 5-4 | 速やかな復旧のための良質な木材やエネルギー確保のための木質バイオマス燃料などの安定供給のため，林業生産基盤の整備・更新を進めるのはもとより，森林の多面的機能を発揮させるためには，間伐などの適切な森林整備を進めていく必要がある。 |

事前に備えるべき目標

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態

- 6-1 電力供給ネットワークや都市ガス、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
- 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|------------|--|
| 6-1 | 大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などについて発電設備を整備するほか、太陽光発電やその他の再生可能エネルギーの導入を推進するなどの電源確保対策を推進する必要がある。 |
| 6-1 | 災害時における実効性の高いエネルギー確保の取組のため、「災害時におけるLP ガス供給に関する協定」(宮城県三陸地区LP ガス協議会)、「災害時における燃料油の供給に関する協定」(宮城県石油商業協同組合気仙沼支部)等の協定を結んでいるが、引き続き協定等により、県及び関連業界団体と連携して、エネルギー供給体制を構築する必要がある。 |
| 6-1 6-2 | ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図る必要がある。 |
| 6-2 | 各種水道施設の耐震・耐水化に加えて、水道システム全体の安定性を強化するため、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を推進し、水道事業間の連絡管整備を図る必要がある。また、飲料水等供給のため給水車や給水タンクの確保、他機関との連絡協力体制の確保に努める必要がある。 |
| 6-2 | 各種下水道施設の耐震・耐水化に加えて、ポンプ車等の災害対策資機材の確保及び他機関との連絡協力体制の確保に努める必要がある。 |
| 6-3 | 通行止めや地盤沈下による冠水対策などについては、市、県、国の間での情報の共有化を図る。また、農道・林道等は迂回路としての活用を期待される場合もあることから、平常時より適切な整備を行う必要がある。 |
| 6-3 | 持続可能な公共交通の維持のためには、まちの機能を極力コンパクト化することを検討し、地域の面的な公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。 |
| 6-3 | 高齢化により自動車を運転出来ない世帯の増加が予想されることから、公共交通のあり方について検討が必要となっている。 |

事前に備えるべき目標

7 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

7-1 ため池，防災施設，天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|------------|--|
| 7-1 7-3 | 本市では農業用水の多くを河川に依存しており，大小河川には頭首工をはじめ樋門，水門等の農業用水施設が数多く設置されているが，これらは古くから設けられているものが数多くあり，整備補強の必要がある。 |
| 7-1 7-3 | 近年の大雨の頻度増加や台風の激化に伴い，全国的に水害や土砂災害の頻度が増えていることから，水害・浸水対策に資する河川管理施設のハード整備を推進することが必要である。 |
| 7-1 7-3 | 市内に存在する約 400 か所のため池は，古い時代に築造されており，余水吐，取水施設等が脆弱化している。 |
| 7-2 | 運搬する上で規制を受ける毒物・劇物に関し，毒物・劇物製造業者，毒物・劇物販売業者，法的に届出が必要な業務上取扱者，それ以外の業務上取扱者について，容量1立法メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握し，災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策を行う必要がある。 |
| 7-2 | 市及び防災関係機関は，河川及び海上へ石油等の危険物が流出した場合における応急対策が迅速に行われるよう，気仙沼流出油災害対策協議会等により，相互の連絡体制を確立する。 |
| 7-3 | 震災後，耕作放棄地が拡大したことによる農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下，農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行による人手不足，農家経済の低迷，集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協働活動の困難化，野生生物による農林業被害，耕作放棄地の増大に伴う生態系への影響等，様々な変化が顕在化してきている。 |
| 7-3 | 森林所有者の森林経営意欲の低下，林業就業者の減少と高齢化に対応するため，市民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ，新規参入者の確保と育成を図り，自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う事業者等を育成する必要がある。また，東日本大震災の津波で浸水した海岸防災林の再生を図る必要がある。 |
| 7-3 | 東日本大震災により，漁港の防潮堤や岸壁等施設が破損，滅失したほか，沿岸養殖施設が滅失するなど，沿岸漁船漁業者が大きな被害を受けた。水産資源の減少就業者の減少と高齢化等も相まって，操業再開にあたり，資金繰りや経営に不安を抱えているほか，風評被害等の懸念がある。 魚市場や水産加工施設などの漁港施設等について，生産基盤・防災安全施設の整備による災害に強い漁港及び漁村づくりが求められている。 |

事前に備えるべき目標

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援、地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
- 8-5 事業用地の確保、仮施設等整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- 8-6 生産力の回復の遅れや、大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|------------|---|
| 8-1 | 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進を行う必要がある。 |
| 8-1 | 運搬する上で規制を受ける毒物・劇物に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立法メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策を行う必要がある。 |
| 8-1 | 災害時において、災害廃棄物仮置き場の設置の遅れや不足が生じた場合、災害廃棄物の撤去が遅れ、放置されることで生活環境の悪化につながる。平時から仮置き場候補地の選定や災害廃棄物の搬入方法について方針を決めておく必要がある。 |
| 8-1 | 災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽の整備を促進する必要がある。 |
| 8-2 | 東日本大震災から学んだ教訓を確実に次世代に継承し、将来国内外で発生する災害から多くの命と暮らしを守ることができる人材を育成する必要がある。 |
| 8-2 | 被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラー等によるカウンセリング、電話相談等を行う必要がある。併せてスクールカウンセラー等の専門的人材の確保に努める必要がある。 |
| 8-2 8-3 | 大規模災害時には公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自主防災組織の活動支援をはじめとして、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。 |
| 8-2 8-3 | 速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、他の行政機関や関係団体と共同してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。 |
| 8-3 | 児童への虐待や配偶者への暴力（DV）、高齢者への虐待、認知症高齢者などについて、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加していることから、住民同士で助け合って解決に向かうことができるような仕組みづくりが必要である。 |
| 8-3 | 本市では高齢化が進んでおり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持するうえで、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センターを中心として、地域で見守る体制づくりが重要となっている。 |
| 8-3 | 災害発生時においては、福祉施設やその職員が被災した場合であっても、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。 |

| 対象の事態 | 回避に向けた評価結果 |
|------------|---|
| 8-3 | 地域住民が安心して生活するために、公助だけに限らない個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。 |
| 8-3 | 外国人が孤立しないよう、関係団体、関係事業者等と連携を図り、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める必要がある。また、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安解消に努める必要がある。 宮城県国際化協会、外国の支援団体、県内外の支援団体、外国人ネットワーク及び地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る必要がある。 |
| 8-3 8-5 | 応急仮設住宅の確保について、県をはじめとした関係団体と非常時における役割分担等について協議・調整を図るとともに、整備可能な用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。 |
| 8-4 | 文化財の所有者は、各文化財の特性や価値を踏まえた耐震化・浸水対策・防災設備整備等を促進する必要がある。 |
| 8-4 | 博物館等に展示・収蔵されている文化財については、施設自体の耐震化や防災対策のほか、文化財の転倒防止等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる必要がある。 |
| 8-4 | 有事においては、地域の有形・無形文化財情報の収集、さらには個々の救援が困難となるため、平時から救援体制を整備し、速やかに回復・継承する必要がある。 |
| 8-5 | 地籍が明確になっていない区域では防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがある。また、地籍が明確になっていない森林や農地では、円滑な管理委託・維持管理等の支障となる恐れがある。 |
| 8-6 | 大規模災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるように、市内事業者においても、平時からBCP（業務継続計画）を策定・運用するよう努める必要がある。市はBCP構築等に向けた事業者からのニーズへの対応に取り組む必要がある。 |
| 8-6 | 大規模災害発生時には大量の失業者の発生が見込まれることから、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める必要がある。 |

起きてはならない最悪の事態と第2次気仙沼市総合計画後期基本計画の対応表

| 基本目標 | | 基本施策 | 直接死を最大限防ぐ | | | | | 救助・救急、 医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む) | | | | | | |
|--------------------------|---------------------|----------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------|--------------------------------------|------------------------|--|------------------------------|----------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------|
| | | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | |
| | | | 地震等による住宅・建築物等の倒壊や火災による死者の発生 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生 | 死者の発生 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死者の発生 | 土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 自衛隊、警察、消防、海保等の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| I 将来像を実現するための「仕組みづくり」の目標 | 1 対話・共創・協働 | (1)-① 産業人材・まちづくり人材の育成、対話・共創の場の活用 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-② 住民自治と協働の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-③ 公民館の多機能化・まちづくりセンター化の検討 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-④ 地域コミュニティの多機能化の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-⑤ コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの促進 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-⑥ 男女共同参画・女性活躍の推進、多文化共生社会の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | 2 地域経営 | (1)-① 効率的な行政運営と人材育成 | ● | ● | | | | | | | | | | |
| | | (1)-② 財政運営の健全化 | ● | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-③ 地方公営企業の経営健全化 | | ● | ● | | | | | | | ● | | |
| | | (1)-④ 市政の「見える化」の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-⑤ 大学連携の推進 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | |
| | | (1)-⑥ 広域連携の推進 | | | | | | ● | ● | | | | | |
| | | (2)-① 市有財産の適正管理と有効活用 | ● | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-② シェアリングエコノミーの推進 | | | | | | | | | | | | |
| II 将来像を実現するための「まちづくり」の目標 | 1 産業 | (1)-① 基幹産業として水産業の振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-② 農業の振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-③ 林業の振興 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | |
| | | (1)-④ 商工業・サービス業の振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-⑤ 地域経済循環の強化（ローカルファースト） | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-① 産業の多様化、起業・創業支援と企業誘致の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-② 雇用の安定と労働環境の充実 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-③ 産業振興に向けた外国人材の積極的活用 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-④ 国際リニアコライダー等を契機とした産業振興 | | | | | | | | | | | | |
| | | (3)-① 観光振興に向けたDMOの推進 | ● | ● | | | | | | | | | | |
| | (3)-② 地域間交流・国際交流の推進 | | | | | | ● | ● | | | | | | |
| | 2 結婚・子育て | (1)-① 結婚活動への支援 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-① 妊娠・出産・子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-② 児童福祉の充実 | | | | | | | | | | | | |

(別表3)

| 必要不可欠な行政機能を確保する | 必要不可欠な情報通信機能を確保する | 経済活動を機能不全に陥らせない | | | | 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | | | 制御不能な二次災害を発生させない | | | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------|---|-------------------|-------------------|----------------------------------|---------------|-------------------|-------------------------------------|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | 3-1 | 4-1 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 7-1 | 7-2 | 7-3 | 8-1 | 8-2 | 8-3 | 8-4 | 8-5 | 8-6 |
| 被災による機能の大幅な低下 | デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大 | サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上)の機能停止 | 食料等の安定供給の停滞 | 電力供給ネットワークや都市ガス、石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 | 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | 有害物質の大規模拡散・流出 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援、地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援、地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援、地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援、地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援、地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援、地域コミュニティの形成支援等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| ● | ● | | | | | ● | ● | | | | | | | ● | ● | | | | |
| | ● | | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | ● |
| ● | ● | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | | |
| | | | ● | | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ● | | | | | | ● | | | | | | | | ● |
| | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | ● |
| ● | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |

| | | 直接死を最大限防ぐ | | | | | 救助・救急、 医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む) | | | | | | | |
|-----------------------------|------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------|---------------------|--|---------------------|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------|---|---|---|
| | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | | |
| 基本目標 | 基本施策 | 地震等による住宅・建築物等の倒壊や火災による死者の発生 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死者の発生 | 土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | 自衛隊、警察、消防、海保等の絶対的不足 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 | | |
| II 将来像を実現するための「まちづくり」の目標 | 3 教育 | (1)-① 生きる力の育成 | ● | ● | | | | | | | | | | |
| | | (1)-② 社会変化を生み出し未来を創る力の育成 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-③ 信頼に裏打ちされた魅力ある教育環境づくり | ● | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-① 生涯学習・リカレント教育の推進 | ● | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-② スポーツの振興 | ● | ● | | | | | | | | ● | | |
| | | (2)-③ 文化芸術の振興と地域文化の継承 | | | | | | | | | | | | |
| | 4 自然・環境・食 | (1)-① 自然環境・生活環境の保全 | ● | ● | | | | | | | | | | |
| | | (1)-② 海洋環境の保全 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-③ 脱炭素社会の構築 | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-④ 循環型社会を目指す廃棄物処理 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-① スローシティ・スローフードの推進 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-② 食育・地産地消の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | 5 医療・保健 | (1)-① 健康づくりの推進 | | | | | | | | | | | | ● |
| | | (1)-② 医療の充実 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| | 6 福祉・地域コミュニティ | (1)-① 地域包括ケアシステムの推進 | | | | | | | | | | | | ● |
| | | (1)-② 高齢者福祉の充実 | | | | | | | | | | | | ● |
| | | (1)-③ 障害者福祉の充実 | | | | | | | | | | | | ● |
| | | (1)-④ 低所得者の自立支援 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-① 地域コミュニティ活動の推進 | ● | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-② 市民活動の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-③ 移住・定住の促進 | | | | | | | | | | | | |
| 7 防災 | (1)-① 防災対策の充実 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | (1)-② 消防体制の充実 | ● | ● | ● | | | | | | | | | | |

| 基本目標 | | 基本施策 | 直接死を最大限防ぐ | | | | | 救助・救急、 医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む) | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------|------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------|---------------------|--|------------------------------|------------------------------------|-------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------|---|---|--|--|
| | | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | | | | | |
| | | | 地震等による住宅・建築物等の倒壊や火災による死者の発生 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死者の発生 | 土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 帰宅困難者への水・食料等の供給不足 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 | | | |
| II 将来像を実現するための「まちづくり」の目標 | 8 暮らし | (1)-① 平和行政の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-② 国民保護の推進 | ● | ● | ● | | | | | | | | | | ● | | | |
| | | (1)-③ 交通安全対策と防犯対策の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-④ 市民相談体制の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (1)-⑤ 消費者の安全・安心の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-① 道路網の整備 | ● | ● | ● | | ● | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-② 市街地の整備 | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | ● | | |
| | | (2)-③ 公園整備と緑化推進 | ● | ● | | | | | | | | | | | | ● | | |
| | | (2)-④ 住環境の充実 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-⑤ 上水道の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (2)-⑥ 生活排水処理の推進と下水道の整備 | | | | ● | | | | | | | | | | ● | | |
| | | (2)-⑦ 墓地・斎場の整備 | ● | | | | | | | | | | | | | ● | | |
| | | (2)-⑧ 公共交通網の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)-⑨ 地域情報化の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

